一般社団法人茨城県建築士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県建築士会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士の品位の保持、建築技術に関する研修等により技術の進歩向上を図るとともに、災害等に対する県民の生命及び財産の保護、地域のまちづくりの推進並びに建築文化の保全及び振興に関する事業を行い、以て公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 建築士制度の普及啓発に関する事業
 - (2) 建築士の育成並びに業務の進歩改善に関する調査研究
 - (3) 建築士試験の運営及び建築士登録等の業務
 - (4) 建築士法定講習の運営及び実務講習の業務
 - (5) 官公庁等からの業務受託に関する事業
 - (6) 建築行政, まちづくり活動等の協力及び関係諸団体との交流活動
 - (7) 会報及び前各号に関する印刷物の刊行領布
 - (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 2 前項の事業については、茨城県内において行う。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次の3種をもって構成する。

- (1) 正会員 茨城県内に住所又は勤務地を有し、本会の目的に賛同した建築士
- (2) 準会員 茨城県内に住所又は勤務地を有し、本会の目的に賛同した者及び将 来建築士になろうとする者
- (3) 賛助会員 個人又は法人で本会の業務を賛助する者

- 2 正会員のうち会員資格を継続して20年以上,かつ年齢満70歳以上の者は,終 身会員となることができる。
- 3 第1項の会員のうち,正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

- 第7条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 入会金及び会費の額は、総会において別に定める。

(納入金の返戻)

第8条 会員は、本会に納入した入会金及び会費の返戻を求めることはできない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第 10 条 会員が次のいずれかに該当した場合は、総会の決議を経て、会長はこれを除 名することができる。ただし、当該会員が異議を申し立てた場合には、弁明の機会を 与えなければならない。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反した行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項により除名したときは、本人に通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 入会金及び会費の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 正会員が建築士の資格を失ったとき
 - (3) 会員が死亡し、又は解散したとき
 - (4)総会員が同意したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は,次の事項を決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 基本財産の処分
 - (7)解散及び残余財産の処分
 - (8) その他, 本会の総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は, 定時総会として毎年事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか, 必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

- 第 15 条 総会は、法令で別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が 招集する。
- 2 総会の議決権10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は,正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第 18 条 総会の決議は,総正会員の5分の1を有する正会員が出席し,出席した当該 正会員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず,次の決議は,総正会員の半数以上であって,総正会員の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4)解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(表決委任又は書面決議)

第 19 条 正会員は、他の正会員の代理として表決を委任することができる。 ただし、 理事会において定めた場合、 あらかじめ通知された事項について、 書面により表決 することができる。 この場合において、 表決委任者又は書面表決者は、 総会に出席 したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名押印する。

第5章 役 員

(役員)

- 第21条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 理事 20名以上40名以内
 - (2) 監事 4名以内
- 2 理事のうちから会長1名,副会長5名以内,専務理事1名,常務理事6名以内を 置く。
- 3 会長をもって法人法で定める代表理事とする。
- 4 副会長、専務理事、常務理事をもって法人法の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長, 副会長, 専務理事, 常務理事は, 理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事を相互に兼ねることができない。
- 4 監事には、本会の職員が含まれてはならない。

(役員の補選)

- 第23条 理事及び監事が欠けたときは,前条第1項に準じて選任する。
- 2 会長,副会長,専務理事及び常務理事に欠員が生じたときは,前条第2項に準じ選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は,理事会を構成し,法令及びこの定款で定めるところにより,職務を執

行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行する。
- 3 副会長,専務理事及び常務理事は,理事会において別に定めるところにより,こ の法人の業務を分担する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、各年度に3ヶ月を超える間隔で3回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は,理事の職務の執行を監査し,法令で定めるところにより,監査報告を しなければならない。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は,理事会に出席し,必要があると認めたときは,意見を述べなければならない。
- 4 その他, 監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は,選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし,再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は,前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は 辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事と しての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 役員には、費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問、相談役、名誉会長)

- 第29条 本会に任意の機関として顧問,相談役,名誉会長を置くことができる。
- 2 顧問,相談役は,本会の運営その他必要な事項について,会長の相談に応じる。

- 3 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問,相談役,名誉会長は,理事会に諮り会長が推薦する。
- 5 顧問,相談役,名誉会長の任期は,これを推薦した会長の任期とする。
- 6 顧問,相談役,名誉会長は,無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 会長,副会長,専務理事、常務理事の選定及び解職
 - (4) その他,会務運営上の必要事項の決定

(招集)

- 第32条 理事会は,会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(開催)

- 第33条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。
- 2 定例理事会は、毎事業年度に3ヶ月を超える間隔で3回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき
 - (2)会長以外の理事から会長に対し、会議の目的を示した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3)法人法第101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は同条第3項の規定に基づいて監事が招集したとき

(定足数)

第34条 理事会は,理事現在数の過半数の者が出席しなければ開催できない。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に係わらず,法人法第96条の要件を満たすときは,理事会の決議が あったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 常任理事会

(構成)

- 第38条 本会に常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事をもって構成する。

(職務)

- 第39条 常任理事会は、次の業務を行う。
 - (1) 本会の運営及び事業執行に関すること
 - (2) 会員の賞罰及び慶弔に関すること
 - (3) 細則及び諸規定の制定及び変更に関すること
 - (4) その他常任理事会が必要と認めたもの

(招集)

- 第40条 常任理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、副会長が常任理事会を招集する。

(委員会)

- 第41条 本会の事業推進を図るため、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関する事項は、理事会の決議により、別に委員会規程で定める。

第8章 会 計

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 本会の事業計画書及び収支予算書については,毎事業年度の開始の日の前日までに,会長が作成し,理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間, 備え 置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第45条 本会の事業報告及び決算については,毎事業年度終了後,会長が次の書類を 作成し,監事の監査を受けた上で,理事会の承認を受けなければならない。
 - (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか,監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに,定款 及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第48条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本会は、剰余金の分配をすることができない。

第10章 事務局

(事務局の設置)

- 第49条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
- 4 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 5 事務局長及び職員は有給とする。
- 6 前5項に定めるもののほか,事務局に関する事項は,理事会の決議を経て,会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は,主たる事務所の公衆の見やすいところに掲示する方法により 行う。

第12章 補足

(補足)

第51条 この定款に定めるもののほか,本会の運営に必要な事項は,理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一 般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、柴 恭とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日を開始日とする。